



## 《会計・税務の知識》

### 個人事業主の青色申告承認申請書の提出期限

個人でも法人でも、事業を行おうとする方は、何かしらの税優遇を受けたいものです。ところで、税務では、一定の記帳をして正しい申告をする人については、所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられる青色申告の制度があります。今回は、青色申告承認申請を行おうとする時の提出期限について紹介致します。

#### 1. 青色申告承認申請書を提出できる個人事業者

青色申告承認申請書が提出出来る方は、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方になります。

#### 2. 会社員の方が、個人事業を始める場合

会社員の方と言っても、事業所得、不動産所得又は山林所得が無い方は、その年の1月16日以後に、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをする場合には、その事業開始等の日（非居住者の場合には事業を国内において開始した日）から2ヶ月以内が提出期限になります。また、1月15日以前に事業を開始する場合は、3月15日までに提出する必要があります。

一方、会社員の方でも前年度に事業所得、不動産所得又は山林所得が発生している方は、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日までに提出する必要があります。

提出期限を過ぎてしまうと、承認してもらえず、本年度は白色申告で確定申告をする事になってしまいます。

#### 3. 既に、白色申告で確定申告をしている場合

既に個人事業主として、独立されている方などで、白色申告をしている場合も、同様です。

事業所得、不動産所得又は山林所得で白色申告をしている場合、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日までに承認申請書を提出する必要があります。

事業所得、不動産所得又は山林所得以外で白色申告されている方の場合は、原則として、その年の3月15日までに提出する必要がありますが、1月16日以後に、新たに事業所得、不動産所得又は山林所得を開始する場合には、その事業開始等の日から2ヶ月以内が提出期限となります。

また、前年度までに事業所得等が終了している場合に、前年度とは違った新たな事業所得、不動産所得又は山林所得を本年度開始することとなれば、青色申告承認申請書を提出する事が出来ます。

例えば、前年度までに事業を12月31日に廃業しており、今年の1月1日から7月31日までは事業所得、不動産所得又は山林所得が無く、8月1日から去年とは違う、新たな事業を行うのであれば、青色申告承認申請書を9月末までに提出しなければならないと言う事になります。

#### 3. 結び

青色申告では、白色申告には無い税務上の特典があります。行け行けドンドン！で事業を開始したけど、いつの間にか青色申告承認申請書の提出期限が切れて、提出出来なかった、、、なんて事にならない様に、事業を開始する前には専門家へ一度ご相談頂く事をお勧めします。

出典：

国税庁HP、所得税法第144条、所得税法第166条  
(担当：池田)